

北本市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和 8 年 4 月

北本市教育委員会

<目 次>

1	計画の趣旨・現状	P. 1
2	目標	P. 2
3	計画期間	P. 2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P. 2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	P. 4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「北本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下、本計画)は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、職員自身の能力を発揮し、授業力向上など学校教育の質を高め、子供たちの学びをより充実させることを目的とし、北本市教育振興基本計画に掲げた目標(※)を達成するための取組の一環として位置付ける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・家庭・地域が一体となって働き方改革を推進し、子供たちのための教育の質をさらに高めていく。

(※) 基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進 施策 3 教職員の資質の向上(学校の働き方改革の推進)
--

(2) 対象

本計画は、北本市教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

(3) 本市の現状

本市では、令和2年7月に策定した「北本市立学校における働き方改革基本方針」(令和7年7月改定)に基づき、教職員の時間外在校等時間の縮減と子供たちと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

これまでの取組として、ICカードを利用した客観的な方法による在校等時間の把握に努めるとともに、北本市教育委員会が主催する会議等の効率化、実施回数の削減や実施形態(オンライン)の変更、学校への調査の縮減及びアンケート等の一部Web回答化、教職員の負担軽減のための人的支援の拡充及び配置の工夫、校務支援システムの活用促進等の取組を実施した。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は、次の【表1】のとおりであった。

【表1】令和6年度の時間外在校等時間の状況(全教育職員に占める該当者の割合)

校種	45時間超(月)	80時間超(月)	360時間超(年)
小学校	11.6%	0.0%	45.9%
中学校	43.7%	0.0%	71.3%

時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合が、中学校で43.7%と特に多くなっている。小・中学校ともに生徒指導や教育相談、部活動(中学校のみ)等の業務により、時間外在校等時間が長くなっていることが要因の一つであると考えられる。こうしたことを踏まえ、本市では、質の高い学校教育を推進していくために、①教育職員の時間外在校等時間を適切に把握・管理すること、②教育職員一人一人の教育職員の「働きがい」や「働きやすさ」に着目し、「ウェルビーイング」の観点から働き方を見直すこと等に取り組んでいる本市の教育力向上を目指し、本計画に基づき業務の削減・精選に向けた取組をより一層推進し、一部の教育職員等に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要である。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を年360時間以内及び月45時間以内

【参考】(令和6年度)年360時間以上 [小学校] 45.9% [中学校] 71.3%
月 45時間以上 [小学校] 11.6% [中学校] 43.7%

- ・1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以下

【参考】(令和6年度)30時間47分 [小学校] / 43時間38分 [中学校]
(年間の1箇月あたりの平均時間)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上

【参考】年次有給休暇の取得日数(平均) [令和6年1月～12月]
平均取得日数 約14.9日 [小学校] / 約13.6日 [中学校]

3 計画期間

- ・令和8年度～令和12年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア)登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

(イ)放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ウ)調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・校務支援システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

(エ)学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)

- ・事務職員等が積極的に参画しつつ必要に応じて、スクール・サポート・スタッフ等を活用する。

㉑校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

㉒校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校応援団の活用による負担軽減を促進する。

㉓部活動（「3分類」⑬関係）

- ・活動時間の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を進めながら、北本市の学校部活動の地域展開を推進する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

㉔給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

㉕授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

㉖支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭やさわやか相談室相談員等のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。
- ・各支援員や非常勤講師、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員（児童生徒在籍時）等の人材を学校に配置できる体制整備を推進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における次のア～エの措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等や、清掃時間等を見直し放課後の活動時間を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行う。

ウ 小学校での「教科担任制」を充実させ、教員の「個人としての指導力」と教師集団の「組織としての指導力」の向上を図り、児童生徒の多様性に対応していく。

エ 勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話通話録音機能を設置し、教職員の心理的安全性を守るとともに問題の早期解決を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次のア～オの内容に取り組む。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に学校医による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務時間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ 長期休業等の期間中に学校閉庁日を設定し、年次有給休暇等についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- エ 学校における定時退勤ウィークや定時退勤、ノー会議日等の設定を推進していく。
- オ 「ふれあいデー」（毎月21日）の設定を推進し、家族・仲間等とのふれあいを推進し、教育職員の英気を養う時間を確保するよう各学校に働きかける。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、北本市教育委員会のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、各個人への個票を配付等（市教委作成）により各学校での教育職員の健康管理等に活用する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、各校の校長と連携し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。